

新座市告示第 55 号

新座市ホタル飼育施設等管理費助成金交付要綱（平成17年新座市告示第296号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 5 日

新座市長 並 木



次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後	改 正 前
附 則 この告示は、告示の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。	附 則 1 この告示は、告示の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。 2 <u>令和7年度に交付する助成金に関する第3条の規定の適用については、同条第1号中「総額」とあるのは「総額の9分の8の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」と、「360,000円」とあるのは「320,000円」と、「30,000円」とあるのは「26,666円」とする。</u>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。